

日立新庁舎建設市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 日立新庁舎建設に係る基本・実施設計業務（以下「設計業務」という。）の実施に当たり、設計案に対する市民等の意見を求めるため、日立新庁舎建設市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 日立新庁舎建設基本計画（平成24年9月策定）と設計案との調整に関すること。
- (2) その他設計案の内容に対する提案に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者
- (3) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱のときから、設計業務の終了時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、懇話会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長がこれを招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、懇話会を公開により行うことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部新庁舎整備局計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月29日から施行する。